

小児慢性特定疾病その他の疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針 (素案)

児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十七号。以下「改正法」という。）により、小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。）に係る法定給付としての小児慢性特定疾病医療費の支給や、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業が法に位置づけられ、平成二十七年一月一日に施行された。

本方針は、法第二十一条の五に基づき、法第六条の二第二項に定める小児慢性特定疾病医療支援の良質かつ適切な実施をはじめとして、国、地方公共団体等が取り組むべき方向性を示すことにより、疾病児童等（法第二十一条の四第一項に規定する疾病児童等をいう。以下同じ。）の健全な育成を図ることを目的とする。

第一 疾病児童等の健全な育成に係る施策の推進の基本的な方向

- 一 国並びに都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）は、当事者である小児慢性特定疾病児童等やその家族の意見を踏まえつつ、小児慢性特定疾病医療費の支給、小児慢性特定疾病医療支援、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業、小児慢性特定疾病児童等の成人移行に関する必要な措置、疾病児童等の健全な育成に資する調査及び研究等の施策の実施及び充実に努める。
- 二 疾病児童等の健全な育成に係る施策は、疾病児童等の社会参加の機会の確保を旨として、行政機関、医療機関、教育機関、就労支援機関、患者会、家族会等の関係機関等の理解と参加を促し、就学前教育、学校教育、福祉サービス、就労支援をはじめとする関連施策との有機的な連携に配慮し総合的に実施し、疾病児童等や家族の個別のニーズへの対応を図るものとする。
- 三 国、地方公共団体及び関係団体は、小児慢性特定疾病について、啓発活動を通じて、学校や地域社会にとどまらず、広く国民や事業主などの理解を得るとともに、小児慢性特定疾病児童等の健全な育成に係る施策についての協力の促進を図る。
- 四 国、地方公共団体及び関係団体等は、小児慢性特定疾病児童等の健全な育成に係る施策の推進に当たっては、難病の患者に対する医療等の施策との連携を図る観点から、難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針を踏まえて取り組むよう留意する。
- 五 国は、改正法施行後五年以内を目途とするその規定についての見直しの検討結果に基づき、必要があると認めるときは本方針の見直しを行う。

第二 小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事項

- 一 小児慢性特定疾病については、法第六条の二第一項に定められた要件を満たす疾病を小児慢性特定疾病医療費の支給対象とするよう、国は、疾病について情報収集を広く行い、それぞれの疾病が置かれた状況を踏まえつつ、小児慢性特定疾病の要件の適合性について適宜判断を行う。併せて、国際的な状況も含めた医学の進歩に応じ、小児慢性特定疾病の診断の手引き及び法第六条の二第二項に基づき小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度等について見直す。
- 二 小児慢性特定疾病医療費の支給の目的が、小児慢性特定疾病児童等の健全な育成の観点から、患児家庭に対する経済的支援を行うとともに、小児慢性特定疾病に関する調査及び研究の推進に資することであることに鑑み、国は、小児慢性特定疾病児童等であって医療費助成の申請をした患児に係る臨床データを収集し、管理及び活用を行うため、医学的データベース（以下「小児慢性特定疾病児童等データベース」という。）を構築する。小児慢性特定疾病児童等データベースの構築及び運用に当たっては、国及び都道府県等は、個人情報保護等に万全を期すとともに、小児慢性特定疾病児童等やその家族は、必要なデータの提供に協力し、指定医（法第十九条の三第一項に規定する指定医をいう。以下同じ。）は、正確な小児慢性特定疾病児童等のデータの登録に努める。

第三 良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援の実施に関する事項

- 一 小児慢性特定疾病について、できる限り早期に正しい診断が行われるよう、国及び都道府県等は、日本医師会や小児慢性特定疾病に関係する学会等の協力を得て、指定医の育成に努める。
- 二 国は、小児慢性特定疾病の診断の際に活用できるよう、国際的な状況も含めた医学の進歩に応じ、診断の手引きの見直し及びその周知を図る。
- 三 小児慢性特定疾病の診断後は、できる限り身近な医療機関で適切な治療が受けられるよう、都道府県等は、小児慢性特定疾病医療支援を行うことが可能な医療機関に対して、指定小児慢性特定疾病医療機関（法第六条の二第二項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関をいう。）の指定申請を促す等、小児慢性特定疾病児童等に対する医療提供体制の確保に努める。
- 四 都道府県は、小児慢性特定疾病児童等への支援策等、地域の実情に応じた小児慢性特定疾病に関する医療を提供する体制の確保に向けて必要な事項を医療計画（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。）に盛り込むなどの措置を講じるとともに、それらの措置の実施、評価及び改善を通じて、必要な医療提供体制の構築を図る。

五 小児慢性特定疾病児童等が成人後も必要な医療等を切れ目なく受けられるようにするため、国は、モデル事業を実施し、小児期を担当する医療機関から成人期を担当する医療機関に移行する際に必要なガイドを作成する。また、都道府県等は、そのガイドを活用し、小児期及び成人期をそれぞれ担当する医療提供者間の連携を推進する。

第四 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業に関する事項

- 一 小児慢性特定疾病児童等の将来の自立を支援するため、都道府県等は、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の積極的な実施に取り組むものとする。小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施に当たっては、都道府県等は、地域において疾病児童等の自立を支援する体制を確立するために都道府県等が設置する慢性疾病児童等地域支援協議会における検討内容を踏まえ、相談支援に加えて、一時預かり等の日常生活支援、患児同士の相互交流支援、雇用情報の提供や資格取得支援等の就労支援、通院の付添い等の介護者支援、学習支援等を実施するなど、事業内容の充実に努める。
- 二 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施に当たっては、小児慢性特定疾病児童等とその家族の意見を踏まえるとともに、疾病児童等を支援する多くの関係機関等の間で、共通認識を持って、連携した支援を行うことが重要であることから、都道府県等は、慢性疾病児童等地域支援協議会に患者会や家族会の代表者又は当事者をはじめ、教育関係者、就労支援関係者、事業主、医療関係者等を加え、事業内容を検討し、実施するよう努める。
- 三 都道府県等は、疾病児童等やその家族に対して支援を行っている地域の患者会、家族会や特定非営利活動法人等の協力の下に小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を円滑に実施する。
- 四 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の積極的な実施及び内容の充実に努めるとともに、地域間格差が生じないようにするため、国は、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の先進的事例や好事例等の情報提供を行うなど、都道府県等の取組を支援する。
- 五 小児慢性特定疾病児童等やその家族のニーズを踏まえた支援が提供できるよう、国は、小児慢性特定疾病児童等の成人後の就労状況や生活実態の把握をはじめ、療養生活、自立支援、家族支援など疾病児童等の健全な育成に資する調査及び研究の実施及び充実に努める。また、都道府県等は、小児慢性特定疾病医療費の支給や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施を通じて、小児慢性特定疾病児童等やその家族のニーズの把握に努める。

第五 小児慢性特定疾病児童等の成人移行に関する事項

- 一 小児慢性特定疾病児童等が成人後も必要な医療等を切れ目なく受けられるようにするため、国は、モデル事業を実施し、小児期を担当する医療機関から成人期を担当する医療機関に移行する際に必要なガイドを作成する。また、都道府県等は、そのガイドを活用し、小児期及び成人期をそれぞれ担当する医療提供者間の連携を推進する。
- 二 国は、小児慢性特定疾病であって、指定難病（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条一項に規定する指定難病をいう。以下同じ。）の要件を満たすものについて、切れ目のない医療費助成が受けられるよう、成人後も医療費助成の対象とするよう検討する。
- 三 小児慢性特定疾病児童等の成人後の自立を支援するため、国は、小児慢性特定疾病児童等の成人後の就労状況や生活実態の把握に努めるとともに、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業等と成人に対する各種の自立支援策との連携強化など、その自立支援に資する環境整備を図る。
- 四 指定難病に移行しない患児を含む小児慢性特定疾病児童等の成人後の自立を支援するため、都道府県等は、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の内容の充実を図る。また、国は、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の先進的事例や好事例等の情報提供を行うなど、都道府県等の取組を支援する。

第六 疾病児童等の健全な育成に資する調査及び研究に関する事項

- 一 国は、小児がん等小児慢性特定疾病の根治につながる、病態の解明及び治療方法の確立を推進するための研究事業を実施する。
- 二 国は、小児慢性特定疾病の各疾病に関する現状の把握、疾病概念の整理、診断の手引きの作成や改訂を推進するための研究事業を実施する。
- 三 国は、小児慢性特定疾病に関する研究の推進に資するよう、指定難病の患者のデータベースの構築と連携しながら、小児慢性特定疾病児童等データベースを構築する。
- 四 国は、小児慢性特定疾病児童等データベースを構築し、小児慢性特定疾病に関する調査及び研究に有効活用できる体制に整備する。
- 五 国及び都道府県等は、小児慢性特定疾病に関する研究への活用のため、小児慢性特定疾病児童等のデータを研究機関に提供するに当たっては、個人情報の保護に十分配慮する。
- 六 国は、厚生労働科学研究等の研究事業において、小児慢性特定疾病児童等の成人後の就労状況や生活実態の把握をはじめ、療養生活、自立支援、家族支援など疾病児童等の健全な育成に資する調査及び研究の実施及び充実に努める。

- 七 国は、疾病児童等の健全な育成に資する調査及び研究の推進に当たっては、難病（難病の患者に対する医療等に関する法律第一条に規定する難病をいう。）の病因や病態の解明、医薬品、医療機器及び再生医療等製品の開発を推進するための実用的な研究や、既に薬事承認、保険収載されている医薬品の適応外使用開発等のドラッグ・リポジショニングのエビデンス構築に係る研究を含む他の調査及び研究との適切な連携を図るよう留意する。
- 八 国は、小児慢性特定疾病に関する研究その他疾病児童等の健全な育成に資する調査及び研究により得られた成果について、ウェブサイトへの情報掲載等を通じて、国民に対して広く情報提供する。

第七 疾病児童等に対する学校教育、福祉サービスに関する施策、就労の支援に関する施策との連携に関する事項

- 一 疾病児童等の健全な育成に係る施策が、就学前教育、学校教育、福祉サービス、就労支援をはじめとする関連施策との有機的な連携に配慮し総合的に実施されるよう、都道府県等は、慢性疾病児童等地域支援協議会の活用等により、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業等への行政機関、医療機関、教育機関、就労支援機関等の関係機関等の理解と参加が得られるよう努める。また、国は、都道府県等における小児慢性特定疾病児童等自立支援事業等の取組状況や課題を把握し、都道府県等に対し情報提供するとともに、全国の関係機関等に対し、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の趣旨や事業内容等を周知し協力を促すよう努める。
- 二 小児慢性特定疾病児童等やその家族からの個別の相談に応じた適切な支援が提供されるよう、都道府県等は、小児慢性特定疾病児童等自立支援員を配置し、関係機関等との連絡及び調整を行い相談の内容に応じて関係機関等につなぐほか、個別に各種の自立支援策の活用を提案する等に取り組む。
- 三 国は、疾病児童等の教育の機会を確保するため、疾病児童等に対する学習支援を含め、特別支援教育を引き続き推進する。
- 四 国は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に基づき障害福祉サービス等の対象となる特殊の疾病について、小児慢性特定疾病の対象疾病の検討を踏まえて見直しを検討する。また、市区町村は、小児慢性特定疾病の特性に配慮した福祉サービス等の内容の充実に努める。
- 五 福祉サービスを提供する者は、訪問診療、訪問看護等の医療系サービスと連携しつつ、小児慢性特定疾病児童等のニーズに合ったサービスの提供に積極的に努める。国は、医療と福祉が連携した先駆的なサービスについて把握し、普及に努める。

六 小児慢性特定疾病児童等の成人後の自立を支援するため、都道府県等は、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施に当たり、学校教育段階から疾病の自己管理方法の習得のための支援を行うほか、就労支援機関等の協力の下での雇用情報の提供や疾病の状態等に合わせて働きやすい仕事に就けるよう資格取得等に向けた職業訓練の実施等に取り組むよう努める。また、国は、小児慢性特定疾病児童等の成人後の就労状況や生活実態の把握に努めるとともに、適切な就労支援等を含む小児慢性特定疾病児童等自立支援事業と成人に対する各種の自立支援策との連携強化に取り組む。

第八 その他疾病児童等の健全な育成に係る施策の推進に関する事項

- 一 国、地方公共団体及び関係団体は、小児慢性特定疾病に対する正しい知識と、疾病児童等に対する必要な配慮等についての国民の理解が広がるよう、啓発活動に努める。
- 二 国及び都道府県等は、医療費助成の申請方法、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業や相談支援の窓口の紹介など、小児慢性特定疾病児童等とその家族をはじめとする関係者が必要とする正確でわかりやすい情報を充実させ、その提供に努める。
- 三 国及び都道府県等は、小児慢性特定疾病児手帳の一層の周知を行う。また、国は、小児慢性特定疾病児手帳や医療受給者証（法第十九条の三第七項に規定する「医療受給者証」をいう。）の取得に係る手続の簡素化等、これらの取得を促進する方策について検討する。